

議案第 15 号

平成 26 年度三重県伊賀市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 26 年度三重県伊賀市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 5 7, 6 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7, 5 7 1, 2 2 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

平成 27 年 3 月 3 日提出

三重県伊賀市長 岡 本 栄